

# アイドリング・ストップの遵守

## 第52～54条

大気汚染や地球温暖化を防止するため、自動車等を駐停車したときは、エンジンを停止することが義務付けられています。

### 対象地域

都内全域

### 義務の内容

#### 1 運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車又は停車したときは、エンジンを停止する(アイドリング・ストップ)義務があります。原動機付自転車も対象です。



#### ★条例上、アイドリング・ストップ義務の対象から除外される場合

- 1 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 2 交通の混雑などにより停止する場合
- 3 人の乗降のために停止する場合
- 4 冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- 5 緊急自動車が用務のために使用している場合

など

#### 2 事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車等の台数には関係ありません。

(例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など)

#### 3 20台以上収容できる駐車場の設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などによりアイドリング・ストップの周知をする義務があります。(「記載例」参照)

提示する内容には次の二つの事項を入れてください。

- ① 条例で義務付けられていること
- ② アイドリング・ストップの実行

#### 条例違反には

義務違反者に対して必要な措置をとることを勧告します。  
勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。

東京都の条例で  
駐停車中のアイドリングは  
禁止されています。  
エンジンを止めてください。

記載例